

令和2年度 介護支援専門員専門研修の中止及び規模縮小に伴う
介護支援専門員の資格期間に係る臨時的取扱いについて（群馬県）

＜ 介護支援専門員証の取り扱いについての例 ＞

＜例＞ 1：群馬県の通知の発出前の有効期間満了日を有している場合（通知の発出日 令和2年8月19日）

現在の有効期間満了日	臨時的取扱い
令和2年8月18日	なし

※この場合、臨時的取扱いは適応外となり、現在の有効期間満了日をもって資格は喪失します。再研修を修了し更新手続きをすることで、新規の専門員証の交付を受けることになります。

＜例＞ 2：令和3年3月10日の有効期間満了日を有している場合

現在の有効期間満了日	臨時的取扱いの適用後の有効期間満了日（一律に3年延長）	本研修修了年度	研修を修了し更新手続後の有効期間満了日
令和3年3月10日 →	令和6年3月10日 →	令和2年度	臨時的取扱いの適用後の有効期間から5年後である 令和11年3月10日
		令和3年度	
		令和4年度	
		令和5年度	

※この例では、臨時的取扱い期間内で本研修を受講できるのは、「令和5年度」が最終受講年度となり、研修を受けない場合は、当該期間をもって有効期間は満了しますので、ご注意ください。

【留意事項】

1：専門研修Ⅰおよび専門研修Ⅱの両方を受講する予定だった方

専門研修Ⅰの修了前に専門研修Ⅱを受講することはできません。専門研修Ⅰを修了後、専門研修Ⅱを受講して下さい。令和2年度の専門研修Ⅰは中止しているため、令和3年度の専門研修Ⅰを受講後、速やかに専門研修Ⅱを受講して下さい。

2：他都道府県登録の介護支援専門員の取扱いについて

登録地が群馬県以外の臨時的取扱いについては、登録地の他都道府県にお問い合わせください。

資格期間に係る臨時的取扱いの詳細につきましては、群馬県庁介護高齢課へご連絡をお願い致します。

- 研修制度全般、専門員証の登録・変更など更新手続きに関すること
- 今回の臨時的取扱いについての詳細に関すること

群馬県庁 介護高齢課 企画・介護保険係 TEL 027-226-2562